ABD-AL-HAMID AL-MASLI (a.k.a.: (a)Abd-al-Hamid Muhammad Abd-al-Hamid Al-Masli (b)Abd-al-Hamid Musalli (c)Hamid Masli (d)Hamza al-Darnawi (e)Hamzah al-Darnawi (f)Hamza Darnawi (g)Hamzah Darnawi (h)Hamzah Dirnawi (i)Hamza Darnavi (j)Hamza al-Darnavi (k)Abdullah Darnawi (l)Abu-Hamzah al-Darnawi)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1976年
出生地：(a)Darnah, Libya (b)Danar, Libya
国籍：リビア
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：パキスタンの連邦直轄部族地域（Federally Administered Tribal Areas）にあるWaziristanにいると報告されている。
国連制裁委員会による指定日：2013年11月26日
その他の情報：即席の爆発物を生産するアル・カーイダ電子及び爆発物作業場の指導者及びトレーナー。

○外務省告示第四十三号

外務省告示平成十六年第五百三十九号、同年第六百二十五号、平成十七年第三百二十号、同年第千百八十二号、平成十九年第十七号、平成二十年第五十号、同年第三百八十四号、同年第六百六十八号、平成二十一年第五十七号、同年第三百七十二号、平成二十四年第二十九号、同年第三百十一号、同年第三百六十三号及び同年第三百八十一号に関し、国際連合安全保障理事会決議第一五二一号に基づき設立された同理事会制裁委員会が平成二十五年十二月二十三日に発出した情報に基づき、同理事会決議第一五三二号1に定められた措置の対象となる個人及び団体を指定した外務省告示平成十六年第五百三十九号の別表を次のとおり改正する。

平成二十六年二月六日

外務大臣　岸田　文雄

対象となる個人を以下のとおり改訂する。

「22. ベノニ・ユーリー
Benoni UREY
（生年月日）1957年６月22日
（旅券）リベリア外交旅券
Ｄ／00148399
海事局委員長旅券
Ｄ／002356
（肩書・根拠）リベリア海事局元委員長。ルプラー氏（Mr. Ruprah）の直属の上司であり、2002年夏に始まった武器調達において重要な役割を果たした。テイラー元大統領との関係を維持する同元大統領関係者。」

を「22. 削除」に改める。

○財務省告示第三十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年一月九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月六日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百二十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千三百億八千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千九十八億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆三千二百九十三億三千七十六万千四百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千九十七億四千二百二十一万八千二百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十六年一月九日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭五厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭五厘九毛
十二　償還期限　平成二十六年四月七日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十六年一月九日

○財務省告示第三十一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年一月十四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月六日

財務大臣　麻生　太郎